

資料提供	
令和2年12月27日	
担当課 (担当者)	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部 (健康政策課：萬井、荒金)
電話	0857-26-7191、7153

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定（89～95例目：第1報） 及びクラスター対策条例に基づく施設名の公表の取扱いについて

12月27日（日）に、県衛生環境研究所で実施されたPCR検査で、新型コロナウイルス感染症の陽性者が新たに7名確認されました。（本日午前中に県対策本部会議で発表した県内88例目の陽性者を含めると、本日は8名の確認となります。）このうち、クラスターと認められる施設への立入りが確認された者が3名確認され、この度のクラスター発生に係る陽性者は、計10名となりました。

なお、クラスター対策条例第7条第1項に基づく施設名の公表の取扱いについては、下記2のとおりです。

記

1 陽性者の概要（県内89～95例目）

番号	年代	性別	居住地	クラスターと認められる施設への立入りの有無	備考
県内89例目	40代	女性	西部地区	あり	県内83例目の濃厚接触者
県内90例目	60代	男性	境港市	あり	県内83、84例目の濃厚接触者
県内91例目	非公表	非公表	境港市	あり	県内83例目の濃厚接触者
県内92例目	60代	男性	境港市	—	県内85例目の濃厚接触者
県内93例目	40代	女性	西部地区	—	県内83例目の濃厚接触者
県内94例目	40代	女性	西部地区	—	県内83、87例目の濃厚接触者
県内95例目	60代	男性	境港市	—	県内85例目の濃厚接触者

※その他の情報は、現在確認中であり、明日の記者レクで最新情報をお知らせします。

2 クラスター対策条例第7条第1項に基づく施設名の公表の取扱い

「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」第7条第1項においては「知事は、（中略）クラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。」とされています。したがって、全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設側に説明し強く協力を求めたところ、現時点までに全員に連絡したとの説明がありました。県において、連絡を行った先と施設側の書類とをつきあわせたところ、その説明と一致していることを確認しました。

3 今後の予定

・記者レク

日時 12月28日（月）午後1時15分～

場所 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

対応者 鳥取県福祉保健部健康医療局長 植木 芳美

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

感染症・新型インフルエンザ対策室長 荒金 美斗